一般 長崎県設備設計事務所協会財務規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規定は、会計業務の適切な処理及び協会の収支並びに財産の状況を明らかにし、協会の健全な運営に資することを目的とする。
- 第2条 会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほかこの規定を適用する。
- 第 3 条 会計の処理の原則は、公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 第 4 条 会計年度は、定款の定める事業年度に従い、毎年1月1日より翌年12月31日までとする。
- 第 5 条 会計区分は、一般会計及び特別会計とする。
- 第 6 条 会計責任者は、担当理事とする。
- 第 7 条 この規定による定めのない事項については、担当理事を経て理事会の決議の上、 運用するものとする。
- 第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て定める。

第2章 収支予算書

- 第 9 条 収支予算は、各委員会の事業計画案に基づき立案し、総合予算の調整及び編成 は、会長が行う。なお、収支予算の作成は、原則として当該予算の始まる以前に作成 しなければならない。ただし、当該年度中においてこれを変更することができる。
- 2 収支予算書は、大科目・中科目とし必要に応じ小科目に区分する。
- 3 収支予算書は、理事会で審議の上、決定する。
- 4 科目間の振り替えは、担当理事の了承のもとに行うことができる。
- 第10条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上することができる。

第3章 会計帳簿

- 第11条 会計帳簿は、主要簿及び補助簿とする。
- 第12条 主要簿とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 仕訳伝票
 - (2) 総勘定元帳
- 第13条 補助簿とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 現金出納簿
 - (2) 預金出納簿
 - (3) 固定資產台帳
 - (4) 会費台帳
 - (5) その他必要台帳
- 第14条 補助簿の金額は、毎月末日に関係口座の金額と照合する。
- 第15条 帳簿は、原則として会計年度毎に更新する。
- 第16条 会計帳簿の閉鎖のときからの保存年限は、次とおりとする。
 - (1) 決算書類 10年
 - (2) 会計帳簿 10年
 - (3) その他書類 職員業務規定による(別途と定める)

第4章 金銭出納

- 第17条 金銭とは、現金及び預貯金をいい、現金とは、通貨のほか小切手予及び証書などをいう。
- 第18条 金銭の出納及び保管については、出納責任者をおく。
- 2 出納責任者は、担当理事とする。
- 3 会計及び金銭出納の事務は、業務委託契約書をもって会計事務所に委託することができる。以下、出納責任者とあるものは、業務委託契約会計事務所と読み替えることができる。
- 4 前項の金銭出納事務を委託するときの委託の範囲は、理事会の決議をもって会長が決定する。
- 第19条 預貯金の名義は、会長とする。
- 2 出納に使用する印鑑は、出納責任者が保管し押印する。
- 第20条 出納責任者は、日々の現金支払いに当てるため、手元に現金をおくことができる。
- 第21条 出納責任者は、現金残高等について毎月末毎に預貯金残高証明・通帳により出 納簿の残高と照合を行う。
- 2 前項の照合において過不足がある場合は、会長に報告し、会長は必要な処置を行う。

第5章 固定資産

- 第22条 固定資産とは、耐用年数が1年以上で、かつ取得価格が20万円以上の有形固 定資産及びその他の固定資産をいう。
- 第23条 固定資産の取得価格は、次の各号による。
 - (1) 購入に関わるものは、その購入価格に付帯費用を加算した額
 - (2) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の帳簿価格
 - (3) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額
- 第24条 固定資産の購入は、理事会の決議を受ける。
- 第25条 固定資産の管理責任者は、専務理事とする。
- 第26条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて状況及び異動について記録する。

第6章 決 算

- 第27条 会長は担当理事を指名し、会計年度終了後速やかに出納責任者とともに次の決 算書類を作成し、理事会に提出しなければならない。
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 捐益計算書(正味財産増減計算書)
 - (3)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (4) 財産目録
- 2 決算書類は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

補 則

この規定は、会長が理事会の決議を経て改廃することができる。